

三井不動産住宅リース(株)の答弁書(部分)

3. 請求に対する答弁

本件のハウスクリーニング代は契約書に付随する原状回復要領に則り、負担区分を定めており、また前記原状回復要項は国土交通省のガイドラインに準拠しており、何ら違法性のあるものではありません。

4. 私の言い分

平成 23 年 2 月 14 日に被告は原告に対し、訴状記載の請求の趣旨 1 ①の金 5 万 6 8 9 9 円を支払う予定です。